

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案

1 改正の理由

勤務時間の総量を維持したまま週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設定すること（選択的週休3日制）等を可能とするフレックスタイム制を導入することにより、特に育児・介護等の事情を抱える職員がより柔軟に働ける環境を整備し、公務能率の向上および多様な有為の人材確保に資するため。

2 改正の概要

(1) 選択的週休3日制を可能とするフレックスタイム制の導入

職員からの申告に基づき、所属長が公務の運営に支障がないと認める範囲で、4週間を超えない範囲内の週を単位とした期間について、その期間内の勤務時間が1週間当たり38時間45分となるように、1日の勤務時間を増減させること、始業・終業時刻を柔軟に設定すること、勤務時間を割り振らない日を設けて週休3日とすることを可能としようとするもの。

(2) その他

ア 施行時期は令和9年1月1日とする。

※ フレックスタイム制による勤務時間管理機能を追加するためのシステム改修に要する期間を考慮したもの

イ その他必要な規定の整理を行う。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

1 週間当たりの勤務時間を維持したまま週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設定すること等を可能とするフレックスタイム制を導入することにより、特に育児、介護等の事情を抱える職員がより柔軟に働くことができる環境を整備し、公務能率の向上や多様な有為の人材の確保に資するため、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）ほか10条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 任命権者は、職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、一定の期間ごとの期間につき勤務時間が1週間当たり38時間45分となるように、週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることができることとします。（第1条、第8条および第11条関係）
- (2) 週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設けることができることとするに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。（第1条から第11条まで関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、令和9年1月1日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条・第2条 省略</p> <p>（<u>週休日および勤務時間の割振り</u>）</p> <p>第3条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条・第2条 省略</p> <p>（<u>週休日および勤務時間の割振り等</u>）</p> <p>第3条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（<u>第3項および第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。</u>）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員および次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定</u></p>

第4条 省略

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項または前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項または前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、または当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員にあつては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間（以下この条において「半日勤務時間」という。）を、育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員等ならびに前条の規定により勤務時間が割り振られた職員にあつては同項本文の規定

める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第4条 省略

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項または前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項もしくは第3項または前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、または当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、第3条第2項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員にあつては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間（以下この項において「半日勤務時間」という。）を、育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員等ならびに同条第3項または前条の規定により勤務時間が割

により勤務時間が割り振られた職員との権衡を勘案して人事委員会規則で定める勤務時間（以下この条において「短時間勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間もしくは短時間勤務時間をそれぞれ当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(新設)

第6条～第8条の3 省略

(休日)

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第3条第1項または第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、同法に規定する休日が当該職員の週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日。以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

2 省略

り振られた職員にあつては第3条第2項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員との権衡を勘案して人事委員会規則で定める勤務時間（以下この項において「短時間勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間もしくは短時間勤務時間をそれぞれ当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第6条～第8条の3 省略

(休日)

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第3条第1項または第4条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、同法に規定する休日が当該職員の第4条または第5条第1項の規定による週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日。以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

2 省略

(休暇の種類)

第10条 省略

2 休暇とは、次条から第20条の3までに規定する休暇であって、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇（第18条に規定する特別休暇を除く。）が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって休暇の期間とみなす。

第11条以下 省略

(休暇の種類)

第10条 省略

2 休暇とは、次条から第20条の3までに規定する休暇であって、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇（第18条に規定する特別休暇を除く。）が週休日もしくは第3条第3項もしくは第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって休暇の期間とみなす。

第11条以下 省略

滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条～第7条 省略 （第1号任期付研究員の裁量による勤務）</p> <p>第8条 省略 2～4 省略</p> <p>5 職員勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第8条の2および第9条第2項ならびに警察職員勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第8条の2および第9条第2項の規定は、第2項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>第9条以下 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略 （第1号任期付研究員の裁量による勤務）</p> <p>第8条 省略 2～4 省略</p> <p>5 職員勤務時間条例第3条第2項および第3項、第4条、第5条、第8条の2ならびに第9条第2項ならびに警察職員勤務時間条例第3条第2項および第3項、第4条、第5条、第8条の2ならびに第9条第2項の規定は、第2項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>第9条以下 省略</p>

滋賀県職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条～第11条 省略 （育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第12条 省略</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分となるように勤務すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>第13条以下 省略</p>	<p>第1条～第11条 省略 （育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第12条 省略</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（<u>勤務時間条例第3条第1項、学校職員勤務時間条例第4条第1項または警察職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日</u>をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分となるように勤務すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>第13条以下 省略</p>

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条～第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月もしくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、またはその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から<u>週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて</u>計算する。</p>	<p>第1条～第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月もしくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、またはその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から<u>職員勤務時間条例第3条第1項、学校職員勤務時間条例第4条第1項および警察職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日（第15条第4項、第16条および第19条の2第1項において「週休日」という。）の日数と職員勤務時間条例第3条第3項および職員勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項、学校職員勤務時間条例第4条第3項および学校職員勤務時間条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項ならびに警察職員勤務時間条例第3条第3項および警察職員勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日（第15条第4項および第19条の2第1項において「勤務時間を割り振らない日」という。）の日数を合算した日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて</u>計算する。</p>

第8条～第14条 省略

(時間外勤務手当)

第15条 省略

2 省略

3 前2項の規定にかかわらず、職員勤務時間条例第5条、学校職員勤務時間条例第6条または警察職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ職員勤務時間条例第3条第2項もしくは第4条、学校職員勤務時間条例第4条第2項もしくは第5条または警察職員勤務時間条例第3条第2項もしくは第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（職員勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条、学校職員勤務時間条例第4条第1項、第5条および第6条ならびに警察職

第8条～第14条 省略

(時間外勤務手当)

第15条 省略

2 省略

3 前2項の規定にかかわらず、職員勤務時間条例第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、学校職員勤務時間条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）または警察職員勤務時間条例第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ職員勤務時間条例第3条第2項もしくは第3項もしくは第4条、学校職員勤務時間条例第4条第2項もしくは第3項もしくは第5条または警察職員勤務時間条例第3条第2項もしくは第3項もしくは第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（週休日または勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間と、割振り変更前の正

員勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項および前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 省略

5・6 省略

(休日勤務手当)

第16条 祝日法による休日(職員勤務時間条例第3条第1項もしくは第4条、学校職員勤務時間条例第4条第1項もしくは第5条または警察職員勤務時間条例第3条第1項もしくは第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日が当該職員の週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)および年末年始の休日(以下「休日等」という。)において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間(休日等における職員勤務時間条例第9条第2項、学校職員勤務時間条例第10条第2項または警察職員勤務時間条例第9

規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項および前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 省略

5・6 省略

(休日勤務手当)

第16条 祝日法による休日(職員勤務時間条例第3条第1項もしくは第4条、学校職員勤務時間条例第4条第1項もしくは第5条または警察職員勤務時間条例第3条第1項もしくは第4条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日が当該職員の職員勤務時間条例第4条もしくは第5条第1項、学校職員勤務時間条例第5条もしくは第6条第1項または警察職員勤務時間条例第4条もしくは第5条第1項の規定による週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)および年末年始の休日(以下「休日等」という。)において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜら

条第2項の規定（以下「休日の振替に関する規定」という。）に基づき、正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間に相当する時間を除く。）、休日の振替に関する規定に基づき正規の勤務時間中に勤務することを要しないこととされた時間（休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。）において特に勤務することを命ぜられた職員には当該時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第17条～第19条 省略

（管理職員特別勤務手当）

第19条の2 管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等（その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替に関する規定により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管

れた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間（休日等における職員勤務時間条例第9条第2項、学校職員勤務時間条例第10条第2項または警察職員勤務時間条例第9条第2項の規定（以下「休日の振替に関する規定」という。）により正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間に相当する時間を除く。）、休日の振替に関する規定により正規の勤務時間中に勤務することを要しないこととされた時間（休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。）において特に勤務することを命ぜられた職員には当該時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第17条～第19条 省略

（管理職員特別勤務手当）

第19条の2 管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日もしくは勤務時間を割り振らない日または休日等（その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替に関する規定により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日（次項において「週休日等」という。）に勤

理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 省略

第20条以下 省略

務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 省略

第20条以下 省略

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>第1条～第38条 省略 （支給額の調整等）</p> <p>第39条 省略</p> <p>2 月額により特殊勤務手当を受ける職員の勤務した日の数が月のうち16日に満たないときは、給料の日割計算の例により支給額を決定するものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>第40条以下 省略</p>	<p>第1条～第38条 省略 （支給額の調整等）</p> <p>第39条 省略</p> <p>2 月額により特殊勤務手当を受ける職員の勤務した日<u>その他人事委員会規則で定める日</u>の数が月のうち16日に満たないときは、給料の日割計算の例により支給額を決定するものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>第40条以下 省略</p>

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>第1条～第12条 省略 （時間外勤務手当）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、病院事業庁長が定めるところにより<u>週休日</u>（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替等を行った場合において、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（病院事業庁長が別に定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。</p> <p>（休日勤務手当）</p> <p>第14条 休日勤務手当は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（毎日を<u>週休日</u>と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が当該職員の<u>週休日</u>に当たるときは、病院事業庁長が定める日）および12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（以下「休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して正規の勤務時間中に勤務した全時間（病院事業庁長が定めるところにより他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合（第17条に</p>	<p>第1条～第12条 省略 （時間外勤務手当）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、病院事業庁長が定めるところにより勤務時間を割り振らない日の振替等を行った場合において、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（病院事業庁長が別に定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。</p> <p>（休日勤務手当）</p> <p>第14条 休日勤務手当は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（毎日を<u>勤務時間を割り振らない日</u>（病院事業庁長が定める日を除く。以下この条において同じ。）と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が当該職員の<u>勤務時間を割り振らない日</u>に当たるときは、病院事業庁長が定める日）および12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（以下「休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して正規の勤務時間中に勤務した全時間（病院事業庁長が定めると</p>

において「休日の振替が行われた場合」という。)における正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間(以下この条において「振替により勤務を要しないこととされる時間」という。)に相当する時間を除く。)について、振替により勤務を要しないこととされる時間(休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。以下この条において同じ。)において特に勤務することを命ぜられた職員に対して振替により勤務を要しないこととされる時間中に勤務した全時間について支給する。これらの日に準ずるものとして病院事業庁長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第15条・第16条 省略

(管理職員特別勤務手当)

第17条 管理職員特別勤務手当は、管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等(その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替が行われた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。)もしくは休日の振替が行われた場合において正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日に勤務をした場合に支給する。

第18条以下 省略

ころにより他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合(第17条において「休日の振替が行われた場合」という。)における正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間(以下この条において「振替により勤務を要しないこととされる時間」という。)に相当する時間を除く。)について、振替により勤務を要しないこととされる時間(休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。以下この条において同じ。)において特に勤務することを命ぜられた職員に対して振替により勤務を要しないこととされる時間中に勤務した全時間について支給する。これらの日に準ずるものとして病院事業庁長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第15条・第16条 省略

(管理職員特別勤務手当)

第17条 管理職員特別勤務手当は、管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間を割り振らない日または休日等(その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替が行われた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。)もしくは休日の振替が行われた場合において正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日に勤務をした場合に支給する。

第18条以下 省略

滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新
<p>第1条～第11条 省略 （時間外勤務手当）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、ボートレース事業庁長が定めるところにより<u>週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）</u>の振替等を行った場合において、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（ボートレース事業庁長が別に定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。</p> <p>（休日勤務手当）</p> <p>第13条 休日勤務手当は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（毎日を<u>週休日</u>と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が当該職員の<u>週休日</u>に当たるときは、ボートレース事業庁長が定める日）および12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（以下「休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して正規の勤務時間中に勤務した全時間（ボートレース事業庁長が定めるところにより他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされ</p>	<p>第1条～第11条 省略 （時間外勤務手当）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、ボートレース事業庁長が定めるところにより勤務時間を割り振らない日の振替等を行った場合において、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（ボートレース事業庁長が別に定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。</p> <p>（休日勤務手当）</p> <p>第13条 休日勤務手当は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（毎日を<u>勤務時間を割り振らない日（ボートレース事業庁長が定める日を除く。以下この条において同じ。）</u>と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が当該職員の<u>勤務時間を割り振らない日</u>に当たるときは、ボートレース事業庁長が定める日）および12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（以下「休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して正規の勤務時間中に勤務した全時間（ボート</p>

た場合（第16条において「休日の振替が行われた場合」という。）における正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間（以下この条において「振替により勤務を要しないこととされる時間」という。）に相当する時間を除く。）について、振替により勤務を要しないこととされる時間（休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。以下この条において同じ。）において特に勤務することを命ぜられた職員に対して振替により勤務を要しないこととされる時間中に勤務した全時間について支給する。これらの日に準ずるものとしてボートレース事業庁長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第14条・第15条 省略

（管理職員特別勤務手当）

第16条 管理職員特別勤務手当は、管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等（その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替が行われた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替が行われた場合において正規の勤務時間の全てが勤務することを要しないこととされた日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時

レース事業庁長が定めるところにより他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合（第16条において「休日の振替が行われた場合」という。）における正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間（以下この条において「振替により勤務を要しないこととされる時間」という。）に相当する時間を除く。）について、振替により勤務を要しないこととされる時間（休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。以下この条において同じ。）において特に勤務することを命ぜられた職員に対して振替により勤務を要しないこととされる時間中に勤務した全時間について支給する。これらの日に準ずるものとしてボートレース事業庁長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第14条・第15条 省略

（管理職員特別勤務手当）

第16条 管理職員特別勤務手当は、管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間を割り振らない日または休日等（その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替が行われた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替が行われた場合において正規の勤務時間の全てが勤務することを要しないこととされた日（次項において「勤務時間を割り振らない日等」という。）に勤務をした場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時

または緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条以下 省略

または緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（勤務時間を割り振らない日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条以下 省略

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第8条関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>（<u>週休日および勤務時間の割振り</u>）</p> <p>第4条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>（<u>週休日および勤務時間の割振り等</u>）</p> <p>第4条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（<u>第3項および第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。</u>）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員および次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定</u></p>

第5条 省略

(週休日の振替等)

第6条 任命権者は、職員に第4条第1項または前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第4条第2項または前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、または当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員にあつては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間（以下この条において「半日勤務時間」という。）を、育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員等ならびに前条の規定により勤務時間が割り振られた職員にあつては同項本文の規定

める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第5条 省略

(週休日の振替等)

第6条 任命権者は、職員に第4条第1項または前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第4条第2項もしくは第3項または前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、または当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、第4条第2項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員にあつては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間（以下この項において「半日勤務時間」という。）を、育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員等ならびに同条第3項または前条の規定により勤務時間が割

により勤務時間が割り振られた職員との権衡を勘案して人事委員会規則で定める勤務時間（以下この条において「短時間勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間もしくは短時間勤務時間をそれぞれ当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(新設)

第7条～第9条の3 省略

(休日)

第10条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第4条第1項または第5条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、同法に規定する休日が当該職員の週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日。以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

2 省略

り振られた職員にあつては第4条第2項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員との権衡を勘案して人事委員会規則で定める勤務時間（以下この項において「短時間勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間もしくは短時間勤務時間をそれぞれ当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第4条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第7条～9条の3 省略

(休日)

第10条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第4条第1項または第5条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、同法に規定する休日が当該職員の第5条または第6条第1項の規定による週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日。以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

2 省略

(休暇の種類)

第11条 省略

2 休暇とは、次条から第21条の3までに規定する休暇であつて、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇（第19条に規定する特別休暇を除く。）が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもつて休暇の期間とみなす。

第12条～第25条 省略

(読替規定)

第26条 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）第2条第2項に規定する指導主事に充てられる職員を除く。）に対してこの条例を適用する場合には、第4条および第5条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項ただし書中「人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第6条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、「人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第7条第1項、第9条、第9条の2第1項、第9条の3第1項から第3項まで（同条

(休暇の種類)

第11条 省略

2 休暇とは、次条から第21条の3までに規定する休暇であつて、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇（第19条に規定する特別休暇を除く。）が週休日もしくは第4条第3項もしくは第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもつて休暇の期間とみなす。

第12条～第25条 省略

(読替規定)

第26条 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）第2条第2項に規定する指導主事に充てられる職員を除く。）に対してこの条例を適用する場合には、第4条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第3項中「人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第5条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項ただし書中「人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第6条第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、「人事委員会規則

第4項において準用する場合を含む。)、第10条第2項、第12条第4項および第13条第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項中「任命権者は」とあるのは「市町教育委員会は」と、第14条第1項、第15条から第20条までの規定、第21条第1項および第2項、第21条の2第1項ならびに第21条の3第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

第27条以下 省略

の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第7条第1項、第9条、第9条の2第1項、第9条の3第1項から第3項まで(同条第4項において準用する場合を含む。)、第10条第2項、第12条第4項および第13条第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項中「任命権者は」とあるのは「市町教育委員会は」と、第14条第1項、第15条から第20条までの規定、第21条第1項および第2項、第21条の2第1項ならびに第21条の3第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

第27条以下 省略

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表（第9条関係）

旧	新
<p>第1条～第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月もしくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、またはその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から<u>週休日</u>の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>第10条～第16条 省略</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第16条の2 管理職員および管理職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または祝日法による休日もしくは</p>	<p>第1条～第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月もしくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、またはその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から<u>学校職員勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日（第16条の2第1項において「週休日」という。）の日数と学校職員勤務時間条例第4条第3項および学校職員勤務時間条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日（第16条の2第1項において「勤務時間を割り振らない日」という。）の日数を合算した日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</u></p> <p>第10条～第16条 省略</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第16条の2 管理職員および管理職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日<u>もしくは勤務時間を割り振らな</u></p>

は年末年始の休日（以下「休日等」という。）（学校職員勤務時間条例第4条第1項もしくは第5条または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）第3条第1項もしくは第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、休日等が当該職員の週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日。以下この条において同じ。）（当該休日等に特に勤務を命ぜられて、学校職員勤務時間条例第10条第2項または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第9条第2項の規定（以下この条において「休日の振替に関する規定」という。）により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 省略

第17条以下 省略

い日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日（以下「休日等」という。）（学校職員勤務時間条例第4条第1項もしくは第5条または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号。以下この項において「職員勤務時間条例」という。）第3条第1項もしくは第4条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、休日等が当該職員の学校職員勤務時間条例第5条もしくは第6条第1項または職員勤務時間条例第4条もしくは第5条第1項の規定による週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日。以下この条において同じ。）（当該休日等に特に勤務を命ぜられて、学校職員勤務時間条例第10条第2項または職員勤務時間条例第9条第2項の規定（以下この条において「休日の振替に関する規定」という。）により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 省略

第17条以下 省略

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第10条関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略 （教員特殊業務手当）</p> <p>第4条 教員特殊業務手当は、市町立の小学校、中学校もしくは義務教育学校または県立の中学校、高等学校もしくは特別支援学校の小学部、中学部もしくは高等部に所属する職員で職務の級が高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の1級、2級または特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものまたは<u>週休日</u>、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）<u>第10条第1項</u>に規定する祝日法による休日もしくは年末年始の休日もしくは同条第2項の規定により正規の勤務時間の全時間を勤務することを要しないこととする日もしくは職員条例第16条後段の規定により人事委員会規則で定める日（以下「週休日等」という。）に行うもの</p>	<p>第1条～第3条 省略 （教員特殊業務手当）</p> <p>第4条 教員特殊業務手当は、市町立の小学校、中学校もしくは義務教育学校または県立の中学校、高等学校もしくは特別支援学校の小学部、中学部もしくは高等部に所属する職員で職務の級が高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の1級、2級または特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものまたは滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）<u>第4条第1項に規定する週休日</u>、<u>同条第3項</u>もしくは<u>学校職員勤務時間条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日</u>、<u>学校職員勤務時間条例第10条第1項に規定する祝日法による休日</u>もしくは年末年始の休日もしくは同条第2項の規定により正規の勤務時間の全時間を勤務することを要しないこととす</p>

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童または生徒に対する指導業務で週休日等、学校職員勤務時間条例第6条の規定により4時間の勤務時間のみが割り振られる日またはこれに相当する日その他人事委員会が定める日に行うもの

2 省略

第4条の2以下 省略

る日もしくは職員条例第16条後段の規定により人事委員会規則で定める日（以下「週休日等」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童または生徒に対する指導業務で週休日等、学校職員勤務時間条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により4時間の勤務時間のみが割り振られる日またはこれに相当する日その他人事委員会が定める日に行うもの

2 省略

第4条の2以下 省略

滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第11条関係）

旧	新
<p>第1条・第2条 省略</p> <p>（<u>週休日および勤務時間の割振り</u>）</p> <p>第3条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、本部長は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条・第2条 省略</p> <p>（週休日および勤務時間の割振り等）</p> <p>第3条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日<u>（第3項および第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）</u>をいう。以下同じ。）とする。ただし、本部長は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>本部長は、職員（人事委員会規則で定める職員および次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定め</u></p>

第4条 省略

(週休日の振替等)

第5条 本部長は、職員に第3条第1項または前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項または前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、または当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員にあつては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間（以下この条において「半日勤務時間」という。）を、育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員等ならびに前条の規定により勤務時間が割り振られた職員にあつては同項本文の規定によ

る期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第4条 省略

(週休日の振替等)

第5条 本部長は、職員に第3条第1項または前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項もしくは第3項または前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、または当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、第3条第2項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員にあつては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間（以下この項において「半日勤務時間」という。）を、育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員等ならびに同条第3項または前条の規定により勤務時間が割り振

り勤務時間が割り振られた職員との権衡を勘案して人事委員会規則で定める勤務時間（以下この条において「短時間勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間もしくは短時間勤務時間をそれぞれ当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(新設)

第6条～第8条の3 省略

(休日)

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第3条第1項または第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、同法に規定する休日が当該職員の週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日。以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

2 省略

られた職員にあつては第3条第2項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員との権衡を勘案して人事委員会規則で定める勤務時間（以下この項において「短時間勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間もしくは短時間勤務時間をそれぞれ当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第6条～第8条の3 省略

(休日)

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第3条第1項または第4条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、同法に規定する休日が当該職員の第4条または第5条第1項の規定による週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日。以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

2 省略

(休暇の種類)

第10条 省略

2 前項の休暇とは、次条から第20条の3までに規定する休暇であつて、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇(第18条に規定する特別休暇を除く。)が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合は、現に継続する日数をもつて休暇の期間とみなす。

第11条以下 省略

(休暇の種類)

第10条 省略

2 前項の休暇とは、次条から第20条の3までに規定する休暇であつて、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇(第18条に規定する特別休暇を除く。)が週休日もしくは第3条第3項もしくは第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合は、現に継続する日数をもつて休暇の期間とみなす。

第11条以下 省略